

社協だより ふくし しらはま

社会福祉法人
白浜町社会福祉協議会

〒 649-2324 白浜町十九淵 274 番地の 1
TEL 0739-45-2711 FAX 0739-45-2777
Eメールアドレス info@shirahama-syakyo.jp

日置川支部

〒 649-2511 白浜町日置 197 番地の 1
高齢者生活福祉センター夢の里内
TEL 0739-52-2111 FAX 0739-52-2666
Eメールアドレス hikigawa@shirahama-syakyo.jp

みんなで支えあうあったかい地域づくり

歳末たすけあい運動 にご協力お願いします！



歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、歳末に支援を必要としている方々が安心して新年を迎えられるよう実施している募金です。皆さまからいただいた募金は、以下のような活動に配分させていただいています。

様々な福祉課題を抱えている世帯を支援するために！

- 高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などに歳末支援として
- 生活が困窮している世帯へ食料品や生活用品等の現物支援



地域の交流活動を支援するために！

- 町内の障がい福祉施設、福祉団体、NPO 法人、ボランティア活動などへの助成

高齢者や障がい者世帯の支援のために！

- 一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者や重度の障がいがある方を対象とした見舞品の贈呈
- 食事作りが困難な高齢者や障がい者世帯で、対象に該当する方へのおせち料理の配食



みんながあたたかい年末年始を迎えられるよう、
今年度もご協力よろしく申し上げます。

福祉相談所設置日程

【時間】午後1時30分から午後4時
(当日受付は午後3時まで)
1人約15分程度の相談となります。

【予約およびお問い合わせ】

白浜支部 : TEL 45-2711

日置川支部 : TEL 52-2111

※お申し込みは、各支部事務所まで。

※混雑する場合や日程の変更、中止の場合もございます。事前にご予約ください。

白浜本部

日程	内容	会場
12/7	財産・登記	本部事務所
12/13	人権	
12/20	法律	
1/11	財産・登記	

日置川支部

日程	内容	会場
12/3	法律	高齢者生活福祉センター
12/27	成年後見	
1/7	法律	みまい荘

※各相談は、中止とさせていただきます場合がございます。実施の有無を確認、ご予約の上、ご来場ください。

第4回生活支援サポーター養成講座

地域でのつながりづくりをお手伝いいただく生活支援サポーターの第4回養成講座を開催致します。前回までご参加のされていない皆さまもぜひご参加ください。

【内容】クラフトテープで作る小物づくり講座②

【講師】白浜地区ボランティア

【開催日】12月11日(土)午後1時半～3時

【会場】白浜町社協本部事務所 2階大会議室

新型コロナウイルス感染防止対策

- i. 参加者の確認のため完全予約制とさせていただきます。中止等のご連絡を行う場合もございますので、お申し込みの際に、氏名・住所・電話番号をお伝えください。
- ii. 来場時には必ずマスクの着用をお願いします。
- iii. 受付にて検温を実施致しますが、家を出る前の検温をお願いします。
- iv. 講座内容が変更になる場合がございます。ご協力の程、よろしくお願い致します。

※申し込み等に関するお問い合わせは、本会本部事務所までご連絡をお願いします。

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が不十分な方の権利や財産を守るための制度です。本会では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一員として、成年後見制度における以下の取り組みを進めています。

【地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能】

◇成年後見制度広報・啓発活動

成年後見制度を知っていただくため、広報紙やラジオ放送での啓発活動を実施

◇成年後見制度に関する相談受付

制度内容や家庭裁判所への申立てなど、成年後見制度についての各種相談

◇成年後見制度の担い手の育成

成年後見制度を広く知っていただき、成年後見制度を利用される方々への支援体制を整備

◇後見人等への支援機能

親族後見人及び親族後見を開始されようとする方々への助言などの実施

成年後見に関する各種ご相談・お問合せは

【高齢者に関するご相談】役場民生課地域包括支援センター ☎ 43-6596

【障害者に関するご相談】役場民生課福祉係 ☎ 43-5702

【高齢者・障害者に関するご相談】白浜町社会福祉協議会白浜本部 ☎ 45-2711

【日置川地区でのご相談】白浜町社会福祉協議会日置川支部 ☎ 52-2111

※詳しくは相談窓口にお問合せください。

※社協だよりは、共同募金配分金や社協会費等を活用して掲載しています。

